

公 示 日 : 2025 年 9 月 17 日 (水)

調達管理番号 : 25a00508

国 名 : ウガンダ国

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名 : ウガンダ国北部ウガンダ生計向上支援プロジェクトフェーズ 2 終了時評価調査 (評価分析)

適用される契約約款 :

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 10 月下旬から 2026 年 1 月下旬
- (2) 業務人月 : 1.27
- (3) 業務日数 :

準備業務	現地業務	整理業務
5 日	23 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2025 年 10 月 1 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照

ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知：2025 年 10 月 10 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	アフリカ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

(2) 必要予防接種：1 歳以上のすべての渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。

6. 業務の背景

ウガンダ共和国の北部に位置するアチョリ地域は、1980 年代から 20 年以上続いた内戦により 200 万人とも言われる国内避難民（Internally Displaced Persons IDP）が生じた紛争影響地域である。当該地域は農業に適しており、主産業は農業セクターであるにも関わらず、住民の大半が長年 IDP キャンプ内での生活を余儀なくされたことから、農業経験が著しく乏しい。ウガンダ政府は「平和復興開発計画」を 2007 年より策定し、北部地域の復興・開発に取り組んでいるものの、2016 年の全国家計調査によると、ウガンダ全国の貧困率は平均 21.4%に対して、北部地域の貧困率は平均 32.5、そのうちアチョリ地域の貧困率は 33.4%であり、ウガンダ国内では南北格差が長年の課題である。2016 年以降は、北部地域と国境を接する南スーダンなどから多くの難民が流入しており、同地域に大きな負荷が一層かかり、南北格差がさらに助長される事態が起きている。

このような状況の中、JICA は、技術協力プロジェクト「北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト」Northern Uganda Farmers' Livelihood Improvement Project NUFLIP（2015 年 12 月～2021 年 8 月）（以下、「先行案件」）をアチョリ地域で実施し、市場志向型農業 5 と生活の質の向上の 2 本柱で構成される「生計向上アプローチ」の開発及び同アプローチを活用した県政府による普及実証活動により、帰還民の生計向上と同地域の安定に貢献してきた。先行案件は同アプローチの開発期であり、限られた農業普及員と農家グループへの技術移転だったが、今後の北部地域全体の安定や、住民の生計向上のためには、同アプローチを活用できる農業普及員の増加や農民間の普及を通じた同アプローチの拡大、農業技術の向上などが必要である。そのため、いまだ貧困率の高いアチョリ地域での同アプローチのさらなる定着と域内での面的拡大、また質的深化（栽培方法や収支管理などの技術レベル向上）が必

要であることから、ウガンダ政府は、「北部ウガンダ生計向上支援プロジェクトフェーズ2」の実施を日本政府に要請し、2021年9月に開始された。本プロジェクトは2026年8月末に終了予定であり、後継案件の実施も予定されている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析し、プロジェクトの持続性、発展性確保に向けた提言を行うとともに、今後の類似事業及び後継案件の実施にあたっての教訓を導く。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2025年10月下旬～2025年11月中旬）

- ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価6基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ウガンダ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）及び配布対象者リスト（案）を提案する。作成した質問票（案）及び配布対象者リスト（案）は、現地派遣10営業日前にはJICAに提出する。可能な限り、現地調査前までに回答を受領し、十分に事前分析できるように配付及び回収時期・方法を工夫すること。

- ④ 対処方針会議等に参加する。

（２） 現地業務（2025年11月下旬～2025年12月中旬）

- ① JICA ウガンダ事務所等との打合せに参加する。

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

- ② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。
 - ③ ウガンダ側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配付した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
 - ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出し、プロジェクトの持続性、発展性確保に向けた提言を検討する。あわせて、今後の類似事業及び後継案件の実施に当たっての教訓を検討する。
 - ⑤ 準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びウガンダ側 C/P 等とともに評価 6 基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
 - ⑥ 提言内容に PDM 及び PO 変更が含まれる場合、調査結果や他団員及びウガンダ側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
 - ⑦ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
 - ⑧ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
 - ⑨ 現地調査結果の JICA ウガンダ事務所等への報告に参加する。
- （3） 整理業務（2025 年 12 月中旬～2026 年 1 月下旬）
- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
 - ② 報告会に出席する。
 - ③ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1）業務完了報告書

2026 年 1 月 30 日（金）までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 評価報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年11月22日～2025年12月14日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) ジェンダー（JICAが別途契約するコンサルタント）

エ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ウガンダ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

- イ) 宿舍手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・「北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト フェーズ2」モニタリングシートVer. 7（2024年11月）、Ver. 8（2025年4月）
 - ・「北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト フェーズ2」業務進捗報告書（第1期、第2期）
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・「北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト フェーズ2」事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022_201941460_1_f.pdf

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウガンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上